

(令和7年度) 京都市若年被害女性等支援事業に係る補助金申請に関する質問回答

NO.	質問	回答
1	NPOを申請中ですが、申請中でも本公募を申請できますでしょうか？	本補助金は「法人格を有していること」が要件となっているため、NPO法人申請中では応募いただけません。ただし、他の社会福祉法人、NPO法人等が実施する各事業（アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援）に協力・連携団体として部分的に参加することを妨げるものではありません。
2	事業計画書については指定の様式はなく、団体独自で作成するということよろしいでしょうか。	そのとおりです。独自様式で分かりやすくできるだけ具体的に作成してください。
3	「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」について、当補助金は課税対象となるということでしょうか。	補助金は非課税で、課税対象とはなりません。 当補助金に限らず、補助金の充当を受けた経費の消費税については、確定申告で控除対象仕入税額として控除できる一方で、補助金収入は非課税売上げとして計上されます。すると、補助事業に係る課税仕入れに対して支払った消費税額分だけ事業者の利益となり（消費税額分を重複して収入している状態）、補助金に組み込まれた消費税額が消費税負担の目的で使われないことになってしまいます。その場合はその部分を京都市に返還いただく必要があります。 そもそも消費税の確定申告義務がない場合や申告義務があっても簡易課税方式で申告している場合は、仕入控除税額を「0円」で報告いただければ問題ありません。（当補助金交付団体においては、売上という概念がそぐわないため、あまり関係のないものと認識しています。） （イメージ） （仕入税額控除制度を活用） 300,000円 - 100,000円（仕入にかかった消費税） = 200,000円 消費税を300,000円でなく200,000円と申告したため、仕入にかかった消費税の100,000円の支払いの免除を受けたほか、補助金で仕入にかかった消費税100,000円も収入している状態
4	3事業ともに実施しようとする場合は、事業収支予算書はどのように記載すればいいのでしょうか。それとも実施する事業は2つに絞る必要があるのでしょうか。	2つに絞る必要はありません。欄を追加して記載してください。
5	新規と充実の区分ですが、まったく新たに実施するものは新規、これまで実施していたものの対象者を拡大したり、内容を充実させるものは充実という理解でいいのでしょうか。	例えば、対象者を拡大する場合でも、年齢層を少し拡大する場合は充実になり得るのに対し、年齢や属性を大きく拡大する場合は新規ととらえることも可能です。申請時に充実と記載いただいた場合でも、交付団体の選考に係る専門家等からの意見聴取会議も踏まえ、新規と判断させていただくこともあります。もちろんその逆もあり得ます。
6	補助事業の上限（採択団体の上限数または総額の予算）はありますか？	当補助金の予算総額は1,200万円で、1申請につき400万円(複数団体で1つの申請をしていただく場合も上限は変わりません。)が上限となりますので、最低3団体の採択が可能です。（申請総額や事業内容により採択団体数は変動する可能性があります）
7	拡充事業の予算書について、補助金充当分だけの積算でよいのでしょうか？	既存事業と合算して予算書を作成してください。 ※募集要領の様式2「収支予算書」の「記載方法」をご参照いただき、各予算の内訳において新規・充実・既存事業の別が分かるように記載してください(E列及びG列)。